東京大学における教員の任期に関する規則

平成１１年２月１６日
評議会可決
沿革

（趣旨）
第１条　大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号）（以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき東京大学における教員の任期に関する規則を定める。
（教育研究組織及び職等）
第２条　任期を定めて任命する教員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。
２　別表の任期の欄に定める任期及び再任に関する事項の欄に定める再任の場合の任期（以下「別表の任期」という。）の期間内に、東京大学教員の就業に関する規程第８条及び附則第２項に基づく定年により退職することとなる日を迎える場合の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年により退職することとなる日までとする。
（特例としての任期）
第３条　任期を定めて任命する教員（別表根拠規定の欄が法第４条第１項第３号の場合は除く。以下この条において同じ。）が、別表の任期の期間内に、東京大学教職員の勤務時間、休暇等に関する細則第１１条第１項第６号及び第７号に基づく特別休暇（以下「特別休暇」という。）又は東京大学教職員休業規則第２章の規定に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）を取得する場合は、当該教員の申し出により、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付すことができる。
２　特例としての任期は、当該教員が取得する特別休暇又は育児休業の期間を限度とする。
（任命される者の同意）
第４条　任期を定めて教員を任命する場合には、文書により、当該任命される者の同意を得なければならない。
（雑則）
第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、総長が別に定める。

附　則
この規則は、平成１１年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
この規則は、平成１２年１１月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
この規則は、平成１３年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
１　この規則は、平成１３年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
２　医学部附属病院と医学部附属病院分院の統合のため平成１３年４月１日付けで同分院から同病院に配置換となる助手については、別表医学部附属病院の項の規定は適用しない。
附　則
この規則は、平成１４年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
この規則は、平成１４年１０月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
この規則は、平成１５年４月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
附　則
この規則は、平成１５年１０月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表大学院工学系研究科の項に規定する社会基盤学専攻の各領域の適用については、改正前の社会基盤工学専攻の同一の各領域とみなし、東京大学教員の就業に関する規程附則第３項の規定を適用する。

3　この規則による改正後の別表海洋研究所の項に規定する附属先端海洋システム研究センター海洋システム解析分野の対象となる職の任期又は再任の場合の任期の末日は、平成２２年３月３１日を超えることはできない。

附　則

この規則は、平成１６年８月１日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成１６年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表生産技術研究所の項に規定する研究部門等の対象となる職に、平成１６年１０月１日付けで任命される者の任期は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる日までとする。

人間・社会系部門都市・建築史学分野	教授	平成１９年３月３１日
基礎系部門真空物理工学分野	教授	平成２０年３月３１日
基礎系部門量子光学デバイス分野	教授	平成２０年３月３１日
物質・環境系部門有機材料学分野	教授	平成２１年３月３１日
情報・エレクトロニクス系部門電力エネルギー分野	教授	平成２１年３月３１日
人間・社会系部門数理形態学分野	教授	平成２１年３月３１日
機械・生体系部門海洋空間利用分野	教授	平成２１年３月３１日
基礎系部門材料システム学分野	教授	平成１８年３月３１日
機械・生体系部門機械制御工学分野	教授	平成１８年３月３１日
物質・環境系部門無機材料科学分野	教授	平成１８年３月３１日
基礎系部門ソフトマター物性分野	教授	平成１７年３月３１日
情報・エレクトロニクス系部門情報ネットワーク分野	教授	平成１８年３月３１日

附　則

この規則は、平成１６年１１月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成１７年１月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表地震研究所の項に規定する附属地震予知研究推進センター非線形地殻物理学分野、大学院情報学環の項に規定するコンテンツ創造教育研究コア並びに教養学部の項に規定する附属教養教育開発機構の評価部門及び開発部門の対象となる職の任期又は再任の場合の任期の末日は、平成２２年３月３１日を超えることはできない。

3　この規則による改正後の別表生産技術研究所の項に規定する附属都市基盤安全工学国際研究センターサステイナブル・エンジニアリング分野及び附属マイクロメカトロニクス国際研究センターマイクロ・ナノ製造工学分野の対象となる職に、平成１７年４月１日付けで任命される者の任期は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる日までとする。

附属都市基盤安全工学国際研究センターサステイナブル・エンジニアリング分野	教授	平成１９年３月３１日
附属マイクロメカトロニクス国際研究センターマイクロ・ナノ製造工学分野	教授	平成１８年３月３１日

4　この規則による改正後の別表総括プロジェクト機構の項に規定する研究部門の対象となる職の任期又は再任の場合の任期の末日は、平成２３年３月３１日を超えることはできない。

附　則

この規則は、平成１７年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成１７年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表生産技術研究所の項に規定するグローバル連携拠点グローバル連携分野の対象となる職の任期又は再任の場合の任期の末日は、平成２４年３月３１日を超えることはできない。

附　則

1　この規則は、平成１７年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表宇宙線研究所の項に規定する附属神岡宇宙素粒子研究施設物質起源研究分野の助手に、平成１７年１２月１日付けで任命される者の任期は、平成２２年１０月３１日までとする。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則の施行の際現に大学院新領域創成科学研究科の環境学専攻の各講座等に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成１８年４月１日付けで同研究科の自然環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻及び国際協力学専攻の各講座等に配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

3　この規則の施行の際現に大学院医学系研究科の健康科学・看護学専攻の看護学講座に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成１８年４月１日付けで同研究科の同専攻の予防看護学講座及び臨床看護学講座に配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

4　この規則の施行の際現に大学院教育学研究科の総合教育科学専攻の生涯教育計画講座に任期を定めて任命されている助手のうち、同研究科の組織変更のため、平成１８年４月１日付けで同研究科の同専攻の生涯学習基盤経営講座に配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

5　この規則による改正後の別表物性研究所の項に規定する附属国際超強磁場科学研究施設超強磁場物性領域及び附属国際超強磁場科学研究施設超強磁場電子物性領域の対象となる職に、平成１８年４月１日付けで任命される者の任期は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる日までとする。

附属国際超強磁場科学研究施設超強磁場物性領域	助手	平成２２年４月３０日
附属国際超強磁場科学研究施設超強磁場電子物性領域	助手	平成２１年３月３１日

6　この規則による改正後の別表空間情報科学研究センターの項に規定する時空間社会経済研究部門先端領域の助教授に、平成１８年４月１日付けで任命される者の任期は、同項の規定にかかわらず、平成２０年７月１５日までとし、再任の場合の任期は３年とする。

7　この規則による改正後の別表空間情報科学研究センターの項に規定する空間情報基盤研究部門先端領域の対象となる職の任期の末日は、平成２２年３月３１日を超えることはできない。

附　則

この規則は、平成１８年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成１８年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表情報基盤センターの項に規定するスーパーコンピューティング研究部門の対象となる職に、平成１８年１０月１日付けで任命される者の任期は、平成２３年８月１５日までとする。

附　則

1　この規則は、平成１８年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。ただし、別表大学院農学生命科学研究科の項の改正規定は、平成１９年１月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則による改正後の別表大学院情報学環の項に規定するコンテンツ創造教育研究コアの対象となる職に、平成１８年１２月１日付けで任命される者の任期は、平成２１年３月３１日までとする。

3　この規則の施行の際現に大学院農学生命科学研究科の附属家畜病院に任期を定めて任命されている助手のうち、同研究科の組織変更のため、平成１９年１月１日付けで同研究科の附属動物医療センターに配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成１９年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行し、改正後の別表の規定については同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学における教員の任期に関する規則の規定により任期を定めて任命されている教員のうち、この規則の施行日以降も引き続き同じ教育研究組織に任期を定めて在職する教員又は同じ教育研究組織に平成１９年４月１日付けで雇用を更新する教員で、学校教育法の一部を改正する法律（平成１７年法律第８３号）の施行に伴い次の各号となる者の任期等については、なお従前の例による。

(1)　平成１９年４月１日付けで助教授から准教授となる者

(2)　平成１９年４月１日付けで助手から助教に配置換となる者

(3)　平成１９年４月１日付けで助手から助手となる者

３　この規則の施行の際現に大学院経済学研究科の項に規定する企業・市場専攻会計・財務講座会計財務開発研究分野に任期を定めて任命されている教授で、平成１９年４月１日付けで同研究科の金融システム専攻会計・財務講座会計財務開発研究分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

４　この規則による改正後の別表大学院農学生命科学研究科の項に規定する獣医学専攻病態動物医科学講座獣医病理学専攻分野診断病理学領域の助手に、平成１９年４月１日付けで配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

５　この規則による改正後の別表東洋文化研究所の項に規定する国際学術交流室の准教授に、平成１９年４月１日付けで配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとし、再任に関する事項については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成１９年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則による改正後の別表地震研究所の項に規定する地球計測部門固体地球理工学分野及び同部門総合地球理工学分野の対象となる職の任期の末日は、平成２１年３月３１日までとする。

附　則

１　この規則は、平成１９年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則による改正後の別表大学院工学系研究科の項に規定する化学生命工学専攻化学生命機能工学講座生命反応化学領域の助教に、平成１９年７月１日付けで任命される者の任期は、平成２４年５月３１日までとする。

３　この規則の施行の際に現に医学部附属病院の外科診療部門に任期を定めて任命されている助手のうち、平成１９年７月１日付けで同部門の助教に配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする

４　この規則による改正後の別表放射光連携研究機構の項に規定する生命科学部門の対象となる職に、平成１９年７月１日以降に任命される者の任期の末日は平成２２年３月３１日までとし、同部門の対象となる職に、平成２２年４月１日以降に任命される者の任期又は再任の場合の任期の末日は平成２８年３月３１日を超えることができない。

附　則

１　この規則は、平成１９年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院法学政治学研究科の項の規定により任期を定めて任命されている助教については、この規則による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１９年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２０年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現に大学院工学系研究科の環境海洋工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、システム量子工学専攻及び地球システム工学専攻の各講座等に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２０年４月１日付けで同研究科の電気系工学専攻、システム創成学専攻、原子力国際専攻及び附属エネルギー・資源フロンティアセンターの各講座等に配置換となる者の任期は、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
３　この規則による改正後の別表地震研究所の項に規定する附属地震予知情報センター災害情報論分野の対象となる職の任期の末日は、平成２２年３月３１日までとする。
４　この規則による改正後の別表大学院情報学環の項に規定する学際情報学圏情報社会・制度学域の対象となる職の任期又は再任の場合の任期の末日は、平成２５年３月３１日を超えることができない。

附　則

１　この規則は、平成２０年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則による改正後の別表大学院薬学系研究科の項に規定する統合薬学専攻統合生物学講座生体異物学分野の教授に、平成２０年５月１日付けで任命される者の任期は、同項の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日までとする。

附　則

１　この規則は、平成２０年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表社会科学研究所の項の規定により任期を定めて任命されている者については、この規則による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２０年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２０年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則による改正後の別表大学院教育学研究科の項に規定する大学発教育支援コンソーシアム室の対象となる職の任期の末日は、平成２５年１０月３１日までとする。

附　則

この規則は、平成２１年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院工学系研究科の項に規定する産業機械工学専攻の各講座等に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２１年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する機械工学専攻の各講座等に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表社会科学研究所の項に規定する附属日本社会研究情報センター（社会調査研究分野及び国際日本社会研究分野を含む。）に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２１年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する国際日本社会部門及び附属社会調査・データアーカイブ研究センター（計量社会研究分野を含む。）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表地震研究所の項に規定する附属地震予知研究推進センター及び附属火山噴火予知研究推進センターの各分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２１年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属地震火山噴火予知研究推進センター測地学・地殻変動論分野、附属火山噴火予知研究センター火山物理学・火山噴火予測論分野及び同センター火山噴火岩石学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
５　この規則による改正後の別表学生相談ネットワーク本部の項に規定する学生相談所の対象となる職のうち准教授及び講師の職に平成２１年４月１日以降任命される者の任期の末日は、同項の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日までとする。
６　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表保健センターの項に規定する全研究

部門に任期を定めて任命されている助教のうち、平成２１年４月１日付けで改正後の保健・健康推進本部の項に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２１年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２１年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属ヒト疾患モデル研究センター（各分野等を含む。）に任期を定めて任命される教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２１年７月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属システム疾患モデル研究センター（各分野等を含む。）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表情報基盤センターの項に規定する図書館電子化研究部門（第一分野及び第二分野を含む。）及びキャンパスネットワーキング研究部門第一分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、平成２１年７月１日付けで改正後の同センターの項に規定する学術情報研究部門（第一分野及び第二分野を含む。）及びネットワーク研究部門第一分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

１　この規則は、平成２１年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する内科診療部門消化器内科、内科診療部門腎臓・内分泌内科、内科診療部門血液・腫瘍内科、内科診療部門アレルギー・リウマチ内科、外科診療部門大腸・肛門外科、外科診療部門血管外科、外科診療部門女性外科、感覚・運動機能科診療部門皮膚科・皮膚光線レーザー科、感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・聴覚音声外科、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科、小児・周産・女性科診療部門女性診療科・産科及び精神神経科診療部門精神神経科に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２１年１０月１日付けで改正後の同院の項に規定する内科診療部門消化器内科領域、内科診療部門腎臓・内分泌内科領域、内科診療部門血液・腫瘍内科領域、内科診療部門アレルギー・リウマチ内科領域、外科診療部門大腸・肛門外科領域、外科診療部門血管外科領域、外科診療部門女性外科領域、感覚・運動機能科診療部門皮膚科・皮膚光線レーザー科領域、感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・聴覚音声外科領域、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科領域、小児・周産・女性科診療部門女性診療科・産科領域及び精神神経科診療部門精神神経科領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２１年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２２年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院経済学研究科の項に規定する附属金融教育研究センター金融技術・金融システム分析研究部門に任期を定めて任命されている講師のうち、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する同研究部門の講師に再任となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、平成２３年６月３０日までとする。

３　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する基礎医科学部門、附属実験動物研究施設及び附属幹細胞治療研究センター幹細胞治療部門に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２２年４月１日付で改正後の同研究所の項に規定する基礎医科学部門分子細胞情報分野ストレス応答領域、附属実験動物研究施設病態モデル解析領域及び附属幹細胞治療研究センター幹細胞治療分野（腫瘍制御領域を除く）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

４　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表大学院医学系研究科の項に規定する脳神経医学専攻認知・言語医学講座認知・言語神経科学分野（脳高次機能解析領域を含む）

に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する脳神経医学専攻統合脳医学講座認知・言語神経科学分野（脳高次機能解析領域を含む）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

５　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表医学部の項に規定する附属病院臨床試験部に任期を定めて任命されている教員のうち、同学部の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同学部の項に規定する附属病院臨床研究支援センターに配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

６　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する臨床試験部に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する臨床研究支援センターに配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

７　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院農学生命科学研究科の項に規定する附属農場多摩農場及び附属緑地植物実験所に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属生態調和農学機構に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

８　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院教育学研究科の項に規定するバリアフリー教育開発研究センターに任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属バリアフリー教育開発研究センターに配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

９　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表地震研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者（ただし、附属高エネルギー素粒子地球物理学研究センターラジオグラフィー解析分野の教授を除く）の任期は、同項の規程にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

１０　この規則による改正後の大気海洋研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる教員のうち、次の各号のいずれかに該当する場合の同項の適用は、当該各号に定めるところによる。

一　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表海洋研究所の項に規定する任期を定めて任命されている助教（附属先端海洋システム研究センター海洋システム計測分野の助教を除く。）のうち、平成２２年４月１日付けで改正後の大気海洋研究所の項に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表海洋研究所の項に規定する附属先端海洋システム研究センター海洋システム計測分野に任期を定めて任命されている助教のうち、平成２２年４月１日付けで改正後の大気海洋研究所の項に配置換となる者の再任に関する事項は、なお従前の例による。

三　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学における教員の任期に関する規則の適用を受けずに在職している助教（平成２２年３月３１日において海洋研究所に在職している者に限る。）のうち、平成２２年４月１日付けで大気海洋研究所に配置換となる者には、この規則は適用しない。

１１　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表分子細胞生物学研究所の項に規定する分子情報・制御部門分子遺伝研究分野及び分子情報・制御部門核内情報研究分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属エピゲノム疾患研究センターに配置換となる者の任期は、同項の規程にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

１２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表教養学部の項に規定する附属教養教育開発機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同学部の組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同学部の項に規定する附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

１３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表空間情報科学研究センターの項に規定する時空間社会経済研究部門先端領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、平成２２年４月１日付けで改正後の同センターの項に規定する空間社会経済研究部門先端領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２２年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２２年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則による改正後の別表大学院新領域創成科学研究科の項に規定する自然環境学専攻陸域環境学講座自然環境形成学分野の対象となる職の任期の末日は、平成２７年３月３１日を超えることはできない。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表分子細胞生物学研究所の項に規定する分子情報・制御部門、分子機能・形成部門、分子構造・創生部門及び附属細胞機能情報研究センターの各分野並びに高難度蛋白質立体構造解析プロジェクトに任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２２年７月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する基幹部門及び附属高難度蛋白質立体構造解析センターの各分野並びに附属エピゲノム疾患研究センターに配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２２年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２２年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２３年１月１１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表数物連携宇宙研究機構の項に規定する宇宙基礎物理研究部門に任期を定めて任命されている教員のうち、東京大学基本組織規則第２１条の２第３項の規定により同研究機構が国際高等研究所に置かれる研究機構となることにより、平成２３年１月１１日付けで改正後の同項に規定する宇宙基礎物理研究部門の所属となる者の任期等については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２３年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院工学系研究科の項に規定する精密機械工学専攻の各講座等及び附属工学教育推進機構国際コミュニケーション能力の研究領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２３年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する精密工学専攻の各講座等及び附属国際工学教育推進機構国際コミュニケーション能力の研究領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する周産母子診療部（中央施設部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２３年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する総合周産期母子医療センター（中央施設部門）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２３年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２３年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属ヒトゲノム解析センターに任期を定めて任命されている助教のうち、平成２４年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属ヒトゲノム解析センターDNA情報解析分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置前に付されていた任期の末日までとする。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院薬学系研究科の項に規定する分子薬学専攻医薬化学、分子薬学専攻生物有機化学、機能薬学専攻生体分子機能学、機能薬学専攻細胞生化学、生命薬学専攻医療薬学、統合薬学専攻統合生物学及び機能薬学専攻細胞生化学の各講座並びに附属薬用植物園に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２４年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する薬科学専攻有機薬科学、薬学専攻創薬学、薬科学専攻物理薬科、薬科学専攻生物薬科学及び薬学専攻医療薬学の各講座に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表国際高等研究所数物連携宇宙研究機構の項に規定する宇宙基礎物理研究部門に任期を定めて任命されている教員のうち、組織の名称変更により平成２４年４月１日付けで改正後の同項に規定する宇宙基礎物理研究部門の所属となる者の任期等については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２４年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２４年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２４年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表生産技術研究所の項に規定する情報・エレクトロニクス系部門ナノ光電子デバイス分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２４年１０月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属光電子融合研究センター融合フォトニクス研究分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表物性研究所の項に規定する先端分光研究部門及び附属軌道放射物性研究施設の各領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２４年１０月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属極限コヒーレント光科学研究センターの各領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２４年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２５年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の別表大学院医学系研究科の項に規定する機能生物学専攻薬理学講座分子神経生物学分野（神経回路形成領域を除く。）に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２５年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する機能生物学専攻薬理学講座システムズ薬理学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
３　この規則の施行の際現に別表産学連携本部の項に規定する全ての部に任期を定めて任命さ

れている教員のうち、同本部の組織変更のため、平成２５年４月１日付けで改正後の同本部の項に規定するイノベーション推進部及び知的財産部に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２５年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２５年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２５年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部の項に規定する附属病院医療評価・安全・研修部に任期を定めて任命されている教員のうち、同学部の組織変更のため、平成２５年１０月１日付けで改正後の同学部の項に規定する附属病院医療評価・安全部及び附属病院教育・研修部に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する運営支援組織医療評価・安全・研修部分野、運営支援組織医療評価・安全・研修部領域、運営支援組織医療評価・安全・研修部、運営支援組織教育研究支援部分野、運営支援組織教育研究支援部領域、運営支援組織教育研究支援部、労働安全衛生管理室分野（中央施設部門）、労働安全衛生管理室領域（中央施設部門）及び労働安全衛生管理室（中央施設部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２５年１０月１日付けで改正後の同院の項に規定する運営支援組織医療評価・安全部分野、運営支援組織医療評価・安全部領域、運営支援組織医療評価・安全部、運営支援組織教育・研修部分野、運営支援組織教育・研修部領域、運営支援組織教育・研修部、運営支援組織研究支援部分野、運営支援組織研究支援部領域、運営支援組織研究支援部、環境安全管理室分野（中央施設部門）、環境安全管理室領域（中央施設部門）及び環境安全管理室（中央施設部門）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２６年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２６年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２６年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２６年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２７年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院新領域創成科学研究科のメディカルゲノム専攻システム医科学講座分子医科学分野、同専攻システム医科学講座ゲノム制御医科学分野、同専攻システム医療科学講座病態医療科学分野、同専攻システム医科学講座、同専攻システム医療科学講座及び情報生命科学専攻バイオ情報科学講座に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２７年４月１日付けで改正後の同研究科のメディカル情報生命専攻メディカルサイエンス講座分子医科学分野、同専攻メディカルサイエンス講座ゲノムシステム医療科学分野、同専攻メディカルサイエンス講座病態医療科学分野、同専攻メディカルサイエンス講座及び同専攻情報生命科学講座に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院経済学研究科の項に規定する

専攻、講座、研究部門等（附属日本経済国際共同研究センター及び附属金融教育研究センターを除く。）に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２７年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２７年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２７年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２７年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２７年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２８年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表生産技術研究所の項に規定する附属マイクロナノメカトロニクス国際研究センターマイクロ・ナノメカトロニクス分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２８年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属マイクロナノ学際研究センターマイクロ・ナノ加工分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表産学連携本部の項に規定するイノベーション推進部及び知的財産部に任期を定めて任命されている教員のうち、同本部の組織変更により平成２８年４月 １ 日付けで改正後の同項に規定するイノベーション推進部及び知的財産部の所属となる者の任期等については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２８年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２８年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２８年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表物性研究所の項に規定する新物質科学研究部門及び極限環境物性研究部門の各領域並びに物性理論研究部門量子相関領域、物性理論研究部門電子構造物理領域、ナノスケール物性研究部門表面界面化学物理領域及び附属極限コヒーレント光科学研究センターナノ光学物性領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２８年１０月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する凝縮系物性研究部門、機能物性研究グループ及び量子物質研究グループの各領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２９年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属病院先端総合診療部外科系診療部門麻酔科、附属病院先端総合診療部内科系診療部門、附属病院先端総合診療部内科系診療部門血液腫瘍内科、附属病院先端総合診療部内科系診療部門アレルギ

一免疫科、附属病院先端総合診療部外科系診療部門緩和医療科、ヘルスインテリジェンスセンター健康医療データサイエンス分野及びヘルスインテリジェンスセンター健康医療計算科学分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成２９年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属病院外科系診療部門麻酔科、附属病院内科系診療部門、附属病院内科系診療部門血液腫瘍内科、附属病院内科系診療部門アレルギー免疫科、附属病院外科系診療部門緩和医療科、附属ヘルスインテリジェンスセンター健康医療データサイエンス分野及び附属ヘルスインテリジェンスセンター健康医療計算科学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院医学系研究科の項に規定する外科学専攻感覚・運動機能医学講座口腔外科学分野及び外科学専攻感覚・運動機能医学講座耳鼻咽喉科学分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２９年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する外科学専攻感覚・運動機能医学講座口腔顎顔面外科学分野及び外科学専攻感覚・運動機能医学講座耳鼻咽喉科・頭頸部外科学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・聴覚音声外科分野、感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・聴覚音声外科領域及び感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・聴覚音声外科に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２９年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・頭頸部外科分野、感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域及び感覚・運動機能科診療部門耳鼻咽喉科・頭頸部外科に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

５　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院農学生命科学研究科の項に規定する附属放射性同位元素施設に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成２９年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属アイソトープ農学教育研究施設に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２９年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成２９年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、平成２９年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する感覚・運動機能科診療部門皮膚科・皮膚光線レーザー科領域、感覚・運動機能科診療部門皮膚科・皮膚光線レーザー科、感覚・運動機能科診療部門眼科・視覚矯正科分野、感覚・運動機能科診療部門眼科・視覚矯正科領域、感覚・運動機能科診療部門眼科・視覚矯正科、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科分野、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科領域、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科領域Ｅ、感覚・運動機能科診療部門顎口腔外科・歯科矯正歯科に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成２９年１０月１日付けで改正後の同院の項に規定する感覚・運動機能科診療部門皮膚科領域、感覚・運動機能科診療部門皮膚科、感覚・運動機能科診療部門眼科分野、感覚・運動機能科診療部門眼科領域、感覚・運動機能科診療部門眼科、感覚・運動機能科診療部門口腔顎顔面外科・矯正歯科分野、感覚・運動機能科診療部門口腔顎顔面外科・矯正歯科領域、感覚・運動機能科診療部門口腔顎顔面外科・矯正歯科領域Ｅ、感覚・運動機能科診療部門口腔顎顔面外科・矯正歯科に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、平成２９年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成３０年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。ただし、別表第２に係る改正規定は、平成３０年９月１日から施行する。
2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院新領域創成科学研究科の項に規定する附属オーミクス情報センター高次生命情報解析分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成３０年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属生命データサイエンスセンターゲノム解析分野及び附属生命データサイエンスセンターデータ科学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属病院外科系診療部門緩和医療科に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、平成３０年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属病院内科系診療部門緩和医療科に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院医学系研究科の項に規定する外科学専攻生体管理医学講座麻酔学分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、平成３０年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する外科学専攻生体管理医学講座麻酔科学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
5　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する救急部（中央施設部門）、検診部領域（中央施設部門）及び救命救急センター（中央施設部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、平成３０年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する予防医学センター領域（中央施設部門）、救命救急センター・ＥＲ（中央施設部門）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
6　この規則による改正後の定量生命科学研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる教員のうち、次の各号のいずれかに該当する場合の同項の適用は、当該各号に定めるところによる。
(1)　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表分子細胞生物学研究所の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、平成３０年４月１日付けで改正後の定量生命科学研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(2)　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学における教員の任期に関する規則の適用を受けずに在職している教員（平成３０年３月３１日において分子細胞生物学研究所に在職している者に限る。）のうち、平成３０年４月１日付けで定量生命科学研究所に配置換となる者には、改正後の定量生命科学研究所の項の規定は、適用しない。

附　則

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成３０年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、平成３０年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、平成３０年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表情報基盤センターの項に規定する学術情報研究部門第三分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、平成３０年１２月１日付けで改正後の同センターの項に規定するデータ科学研究部門第三分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

1　この規則は、平成３１年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表環境安全本部の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同本部の組織変更のため、平成３１年２月１日付けで改正後の同本部の項に規定する環境安全分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、

当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表政策ビジョン研究センターの項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、平成３１年４月１日付けで改正後の未来ビジョン研究センターの項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和元年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。ただし、別表先端科学技術研究センターの項に規定するマシンインテリジェンス分野に係る改正規定は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和元年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する内科診療部門神経内科分野、内科診療部門神経内科領域、内科診療部門神経内科、地域医療連携部（中央施設部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、令和元年１０月１日付けで改正後の同院の項に規定する診療運営組織総合患者サービス部、内科診療部門脳神経内科分野、内科診療部門脳神経内科領域、内科診療部門脳神経内科に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表学生相談ネットワーク本部の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、令和元年１０月１日付けで改正後の相談支援研究開発センターの項に規定する実践開発部門に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学総合教育研究センターの項に規定する全学教育推進部門及び教育課程・方法開発部門に任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、令和元年１０月１日付けで改正後の同センターの項に規定する高等教育推進部門に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和元年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属ヘルスインテリジェンスセンター健康医療データサイエンス分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和２年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属ヒトゲノム解析センター健康医療インテリジェンス分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部の項に規定する附属病院臨床研究支援センターに任期を定めて任命されている教員のうち、同学部の組織変更のため、令和２年４月１日付けで改正後の同項に規定する附属病院臨床研究推進センターに配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する臨床研究支援センター領域（臨床研究部門）、臨床研究支援センター（臨床研究部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、令和２年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する臨床研究推進センター領域（臨床研究部門）、臨床研究推進センター（臨床研究部門）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、令和２年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和２年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和２年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和２年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和３年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院工学系研究科の項に規定する附属国際工学教育推進機構ナノ・マイクロファブリケーション領域及び附属国際工学教育推進機構学際共同教育研究センターマイクロ・ナノ工学領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、令和３年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属国際工学教育推進機構学際研究部門ナノ・マイクロファブリケーション領域及び附属国際工学教育推進機構学際研究部門マイクロ・ナノ工学領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表生物生産工学研究センターの項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、令和３年４月１日付けで改正後の農学生命科学研究科の項に規定する附属アグロバイオテクノロジー研究センター及び同センターの各部門に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和３年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和３年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表地震研究所の項に規定する附属火山噴火予知研究センター火山物理学・火山地震学分野に任期を定めて任命されている教授のうち、令和３年７月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属観測開発基盤センター火山物理学・火山地震学分野に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、令和３年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和３年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和４年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属病院内科系診療部門総合診療科に任期を定めて任命されている講師のうち、令和４年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属病院内科系診療部門腫瘍・総合内科に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医学部附属病院の項に規定する運営支援組織教育・研修部領域、運営支援組織研究支援部分野、薬剤部分野（中央施設部門）、検査部分野（中央施設部門）、検査部（中央施設部門）、手術部（中央施設部門）、放射線部分野（中央施設部門）、輸血部（中央施設部門）、リハビリテーション部領域（中央施設部門）、リハビリテーション部（中央施設部門）、材料管理部（中央施設部門）、集中治療部分野（中央施設部門）、集中治療部領域（中央施設部門）、集中治療部（中央施設部門）、病理部分野（中央施設部門）、病理部（中央施設部門）、無菌治療部分野（中央施設部門）、無菌治療部（中央施

設部門）、光学医療診療部領域（中央施設部門）、感染制御部分野（中央施設部門）、感染制御部領域（中央施設部門）、感染制御部（中央施設部門）、企画情報運営部分野（中央施設部門）、企画情報運営部領域（中央施設部門）、企画情報運営部（中央施設部門）、職員等健康相談室領域Ｈ（中央施設部門）、予防医学センター領域（中央施設部門）、緩和ケア診療部領域（中央施設部門）、パブリック・リレーションセンター分野（中央施設部門）及び救命救急センター・ＥＲ（中央施設部門）に任期を定めて任命されている教員のうち、同院の組織変更のため、令和４年４月１日付けで改正後の同院の項に規定する救急・集中治療科診療部門救急・集中治療科分野、救急・集中治療科診療部門救急・集中治療科領域、救急・集中治療科診療部門救急・集中治療科、横断的診療部門緩和ケア診療部領域、薬剤部分野（中央診療部門）、検査部分野（中央診療部門）、検査部（中央診療部門）、輸血部（中央診療部門）、病理部分野（中央診療部門）、病理部（中央診療部門）、感染制御部分野（中央診療部門）、感染制御部領域（中央診療部門）、感染制御部（中央診療部門）、放射線部分野（中央診療部門）、リハビリテーション部領域（中央診療部門）、リハビリテーション部（中央診療部門）、手術部（中央診療部門）、材料管理部（中央診療部門）、光学医療診療部領域（中央診療部門）、無菌治療部分野（中央診療部門）、無菌治療部（中央診療部門）、予防医学センター領域（中央診療部門）、総合研修センター領域（管理運営部門）、臨床研究ガバナンス部分野（管理運営部門）、企画情報運営部分野（管理運営部門）、企画情報運営部領域（管理運営部門）、企画情報運営部（管理運営部門）、職員等健康相談室領域Ｈ（管理運営部門）及びパブリック・リレーションセンター分野（管理運営部門）に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大気海洋研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和４年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

５　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院法学政治学研究科の項に規定する附属ビジネスロー・比較法政研究センターに任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、令和４年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

附　則

この規則は、令和４年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和４年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和４年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表未来ビジョン研究センターの項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、令和５年４月１日付けで改正後の同センターの項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和５年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和５年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和５年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和５年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和６年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院情報理工学系研究科の項に規定する附属情報理工学教育研究センター知能社会創造研究部門に任期を定めて任命されている准教授のうち、令和６年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する附属ソーシャルＩＣＴ研究センター次世代社会システムＩＣＴ分野及び附属ソーシャルＩＣＴ研究センター新融合サービスＩＣＴ分野に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学総合教育研究センターの項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、令和６年４月１日付けで改正後の同センターの項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和６年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和６年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属奄美病害動物研究施設新興再興感染症領域に任期を定めて任命されている助教のうち、同研究所の組織変更のため、令和６年１０月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属奄美医科学研究施設新興再興感染症領域に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院農学生命科学研究科の項に規定する獣医学専攻比較動物医科学講座獣医微生物学専攻分野及び獣医学専攻病態動物医科学講座獣医外科学専攻分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、令和６年１０月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する獣医学専攻病態動物医科学講座獣医微生物学専攻分野及び獣医学専攻臨床獣医学講座獣医外科学専攻分野に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表社会科学研究所の項に規定する国際日本社会部門Ⅱに任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和７年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する国際日本社会部門に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院法学政治学研究科の項に規定する附属ビジネスロー・比較法政研究センターに任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、令和７年４月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。

４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表東洋文化研究所の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和７年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する国際学術戦略室に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和７年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和７年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和７年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院農学生命科学研究科の項に規定する獣医学専攻病態動物医科学講座獣医衛生学専攻分野に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究科の組織変更のため、令和７年１２月１日付けで改正後の同研究科の項に規定する獣医学専攻臨床獣医学講座獣医衛生学専攻分野に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和８年２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表医科学研究所の項に規定する附属病院内科系診療部門アレルギー免疫科に任期を定めて任命されている助教のうち、同研究所の組織変更のため、令和８年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する附属病院内科系診療部門リウマチ・膠原病内科に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表物性研究所の項に規定する凝縮系物性研究部門、ナノスケール物性研究部門、機能物性研究グループ、量子物質研究グループ及び附属物質設計評価施設の各領域に任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和８年４月１日付けで改正後の同研究所の項に規定する先端計測研究部門、多様物性研究部門、附属量子ナノ物性研究センター、附属物質創成研究センター及び附属数値物性科学研究施設の各領域並びに物性理論研究部門量子多体物理領域、物性理論研究部門量子相関領域及び附属極限コヒーレント光化学研究センターナノ光学物性領域に配置換となる者の任期は、同項の規定にかかわらず、当該配置換前に付されていた任期の末日までとする。
４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大気海洋研究所の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同研究所の組織変更のため、令和８年４月１日付けで改正後の大気海洋研究所の項に規定する海洋地球システム研究系海洋地球科学部門に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
５　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表大学院公共政策学連携研究部の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同研究部の組織変更のため、令和８年４月１日付けで改正後の大学院公共政策学研究部の項に規定する講座、分野等の所属となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和８年５月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附　則

１　この規則は、令和８年７月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表アイソトープ総合センターの項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、同センターの組織変更のため、令和８年７月１日付けで改正後の同センターの項に規定するＲＩ先端技術開発部門防護・環境・影響分野に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医学部又は医学部附属病院の項に規定する任期を定めて任命されている教員のうち、令和８年１０月１日付けで改正後の病院の項に規定する専攻、講座、研究部門等に配置換となる者の任期及び再任に関する事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

沿革

東京大学における教員の任期に関する規則

体系情報

□第２編　総務及び人事
　▽第２章　人事

沿革情報

◆平成１１年０２月１６日　評議会可決
◇平成１２年１０月１７日
◇平成１３年０２月２０日
◇平成１３年０３月１９日
◇平成１４年０２月１９日
◇平成１４年０９月１７日
◇平成１５年０２月１８日
◇平成１５年０９月０９日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０６月１８日
◇平成１６年０９月３０日
◇平成１６年１０月２９日
◇平成１６年１２月１７日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０６月２４日
◇平成１７年０９月３０日
◇平成１７年１１月２５日
◇平成１８年０３月１７日
◇平成１８年０６月２１日
◇平成１８年０９月２６日
◇平成１８年１１月３０日
◇平成１９年０１月３０日
◇平成１９年０３月２２日
◇平成１９年０４月２６日
◇平成１９年０６月２１日
◇平成１９年０９月２７日
◇平成１９年１１月２９日
◇平成２０年０１月２１日
◇平成２０年０３月２５日
◇平成２０年０４月１７日
◇平成２０年０６月１９日
◇平成２０年０９月２６日
◇平成２０年１１月２７日
◇平成２１年０１月２２日
◇平成２１年０３月２６日
◇平成２１年０４月２３日
◇平成２１年０６月１８日
◇平成２１年０９月２４日
◇平成２１年１１月２５日
◇平成２２年０１月２１日
◇平成２２年０３月２５日
◇平成２２年０４月２２日

◇平成２２年０６月２４日
◇平成２２年０９月３０日
◇平成２２年１１月２５日
◇平成２３年０１月１１日
◇平成２３年０１月２１日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２３年０６月２３日
◇平成２３年０９月２９日
◇平成２３年１１月２９日
◇平成２４年０３月２９日
◇平成２４年０４月１９日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２４年０９月２７日
◇平成２４年１１月２９日
◇平成２５年０１月３１日
◇平成２５年０３月２８日
◇平成２５年０４月２５日
◇平成２５年０６月２７日
◇平成２５年０９月２６日
◇平成２５年１１月２８日
◇平成２６年０３月２７日
◇平成２６年０４月２４日
◇平成２６年０６月２６日
◇平成２６年０９月２５日
◇平成２６年１１月２７日
◇平成２７年０１月２９日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成２７年０４月２３日
◇平成２７年０６月２５日
◇平成２７年０９月２４日
◇平成２７年１１月２６日
◇平成２８年０１月２８日
◇平成２８年０３月２３日
◇平成２８年０４月２１日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２８年０９月２９日
◇平成２８年１１月２４日
◇平成２９年０１月３０日
◇平成２９年０３月３０日
◇平成２９年０４月２７日
◇平成２９年０６月２２日
◇平成２９年０９月２８日
◇平成２９年１１月３０日
◇平成３０年０１月２９日
◇平成３０年０３月２９日
◇平成３０年０４月２６日
◇平成３０年０６月２８日
◇平成３０年０９月２７日
◇平成３０年１１月２９日
◇平成３１年０１月３１日
◇平成３１年０３月２２日
◇平成３１年０４月２５日
◇平成３１年０４月２６日

◇令和　元年０６月２７日
◇令和　元年０９月２６日
◇令和　元年１１月２８日
◇令和０２年０１月３０日
◇令和０２年０３月２６日
◇令和０２年０４月３０日
◇令和０２年０６月２５日
◇令和０２年０９月２４日
◇令和０２年１１月２６日
◇令和０３年０１月２１日
◇令和０３年０３月１８日
◇令和０３年０４月２８日
◇令和０３年０６月２４日
◇令和０３年０９月３０日
◇令和０３年１１月２５日
◇令和０４年０１月２７日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０４年０４月２８日
◇令和０４年０６月３０日
◇令和０４年０９月２９日
◇令和０４年１１月２４日
◇令和０５年０３月２３日
◇令和０５年０４月２７日
◇令和０５年０６月２９日
◇令和０５年０９月２１日
◇令和０５年１１月３０日
◇令和０６年０１月２５日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０６年０４月２５日
◇令和０６年０６月２７日
◇令和０６年０９月２６日
◇令和０６年１１月２８日
◇令和０７年０３月２７日
◇令和０７年０４月２４日
◇令和０７年０６月２６日
◇令和０７年０９月２５日
◇令和０７年１１月２７日
◇令和０８年０１月２９日
◇令和０８年０３月１９日
◇令和０８年０４月２３日
◇令和０８年０６月２５日
◇令和０８年０９月１７日